

野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

家庭的保育事業等（地域型保育事業全般）の設備及び運営に関する基準①

項目	小規模保育事業		
	A型 (保育所分園に近い分類)	B型 (A型とC型の中間的な分類)	C型 (家庭的保育に近い分類)
	定員：6～19人		定員：6～10人
職員 (資格要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、嘱託医、調理員 ・調理員免除の要件 ①調理を全部委託 ②搬入施設から食事を搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、保育従事者(所定の研修を終了した者)、嘱託医、調理員 ・調理員免除の要件 ①調理を全部委託 ②搬入施設から食事を搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者、嘱託医、調理員 ・調理員免除の要件 ①調理を全部委託 ②搬入施設から食事を搬入
職員 (職員数)	<ul style="list-style-type: none"> ・①～④の合計数にプラス1人以上 ①乳児 おおむね3：1 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6：1 ③満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20：1 ④満4歳以上の児童 おおむね30：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・①～④の合計数にプラス1人以上 (半数以上は保育士とする) ①乳児 おおむね3：1 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6：1 ③満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20：1 ④満4歳以上の児童 おおむね30：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者1人の場合、乳幼児3人以下 ・保育者+保育補助者の場合、乳幼児5人以下
設備基準 (調理設備)	設置要(5年間の経過措置あり)		
設備基準 (居室など)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室 (0、1歳児 1人 3.3㎡以上) ・保育室又は遊戯室 (2歳児以上 1人 1.98㎡以上) ・便所要 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室 (0、1歳児 1人 3.3㎡以上) ・保育室又は遊戯室 (2歳児以上 1人 1.98㎡以上) ・便所要 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室 (0、1歳児 1人 3.3㎡以上) ・保育室又は遊戯室 (2歳児以上 1人 3.3㎡以上) ・便所要
設備基準 (屋外遊戯など)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場 要 ※付近の代替地可 (満2歳以上の幼児1人 3.3㎡以上) 		
設備基準 (耐火基準など)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室などを2階以上に設ける場合：建物が、耐火建築物又は準耐火建築物であり、所定の防火設備などが備わっていること。 		

※ 「家庭的保育者」とは、市が行う研修(市が指定する滋賀県その他の機関が行う研修)を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者になります。

※ 家庭的保育事業の保育時間は、原則1日8時間となります。ただし、乳幼児の家庭状況により事業者が決定可能です。

家庭的保育事業等（地域型保育事業全般）の設備及び運営に関する基準②

項目	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	
概要	定員 5 人以下 保育者の居宅等で保育を行う	1 対 1 子どもの居宅で保育を行う	定員 19 人以下	定員 20 人以上
職員 (資格要件)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者、嘱託医、調理員 調理員免除の要件 ①調理を全部委託 ②児童が 3 人以下で保育補助者が調理 ③搬入施設から食事を搬入 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、保育従事者（所定の研修を終了した者）、嘱託医、調理員 調理員免除の要件 ①調理を全部委託 ②搬入施設から食事を搬入 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者、嘱託医、調理員 調理員免除の要件 ①調理を全部委託 ②搬入施設から食事を搬入
職員 (職員数)	<ul style="list-style-type: none"> 保育者 1 人の場合、乳幼児 3 人以下 保育者 + 保育補助者の場合、乳幼児 5 人以下 	<ul style="list-style-type: none"> 保育者 1 人につき乳幼児 1 人 	<ul style="list-style-type: none"> ①～④の合計数にプラス 1 人以上（半数以上は保育士とする） ①乳児 おおむね 3 : 1 ②満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 : 1 ③満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 : 1 ④満 4 歳以上の児童 おおむね 30 : 1 	<ul style="list-style-type: none"> ①～④の合計数（2 人以上） ①乳児 おおむね 3 : 1 ②満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 : 1 ③満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 : 1 ④満 4 歳以上の児童 おおむね 30 : 1
設備基準 (調理設備)	設置要	/	設置要 ただし、社員食堂を活用することも可	
設備基準 (居室など)	<ul style="list-style-type: none"> 保育を行う専用居室 9.9㎡以上（乳幼児 3 人以上の場合は、1 人 3.3㎡をこれに加える） 便所要 	/	<ul style="list-style-type: none"> 乳児室又はほふく室（0、1 歳児 1 人 3.3㎡以上） 保育室又は遊戯室（2 歳児以上 1 人 1.98㎡以上） 便所要 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児室又はほふく室（乳児室は、0、1 歳児 1 人 1.65㎡以上）（ほふく室は、0、1 歳児 1 人 3.3㎡以上） 保育室又は遊戯室（2 歳児以上 1 人 1.98㎡以上） 医務室、便所要
設備基準 (屋外遊戯など)	<ul style="list-style-type: none"> 遊戯に適した庭（満 2 歳以上の幼児 1 人 3.3㎡以上。代替地可） 	/	<ul style="list-style-type: none"> 屋外遊戯場（満 2 歳以上の幼児 1 人 3.3㎡以上。代替地可） 	
設備基準 (耐火基準など)	<ul style="list-style-type: none"> 火災報知器、消火器設置要 定期的な消火訓練、避難訓練 	/	<ul style="list-style-type: none"> 乳児室などを 2 階以上に設ける場合：建物が、耐火建築物又は準耐火建築物であり、所定の防火設備などが備わっている 	